



2025 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 A N A ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝 田 浩 二
(コード番号 9202 東証プライム)
問合せ先 グループ総務部長 鷹 野 慎 太 朗
(T E L . 0 3 - 6 7 4 8 - 1 0 0 1)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

A N A ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。) は、2025 年 11 月 10 日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。) において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率を意識したバランスシートマネジメントの一環として、資本構成の最適化を図るとともに、コロナ禍における公募増資によって当社普通株式の株主の皆様から払い込まれた資本の一部返還と普通株式の株式数削減を通じた 1 株当たり株主価値の向上を企図し、自己株式取得を実施することを決議しました。

また、当社は、本取締役会において社債型種類株式の発行も同時に決議しており、社債型種類株式の発行と自己株式取得を組み合わせることで、株主還元を強化しながら、財務健全性の維持・向上、資本効率の向上を高い次元でバランス良く実現することができると考えています。

なお、取得した自己株式は、取得完了後、その全数を消却いたします。

自己株式取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として、財務健全性やキャッシュフローの水準等を考慮しながら、今後も機動的に検討してまいります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 67,500,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 14.2%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,500 億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 12 月 16 日から 2026 年 12 月 15 日まで |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け |

(注) 市場動向等により一部または全部の取得が行われない場合があります。

この文書は自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2. により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2026年12月16日 |

<ご参考>

1. 当社は、本取締役会において第1回社債型種類株式の発行を決議しております。かかる発行による調達資金の一部は、上記2. の自己株式取得資金に充当する予定です。詳細は本日公表の「第1回社債型種類株式の発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 2025年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	474,346,533株
自己株式数	9,947,028株（注）

（注）ANAグループ従業員持株ESOP信託及び役員株式給付信託等の当社以外が保有する当社株式は自己株式数に含めておりません。

以 上

この文書は自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。